

## 埼玉西部ソフィア会会則

(名称)

第1条 本会は、埼玉西部ソフィア会と称し、事務局は、会長が指定する場所に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、かつ上智大学及びソフィア会の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、上智大学に在籍した者で、本会の趣旨に賛同する埼玉県内の西武線、東武東上線沿線に在住在勤する者、及びこれらの地域にゆかりのある者とする。

(役員等)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員（事務局長、事務局次長、会計を含む） 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 運営委員は、会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査する。

3 本会に顧問を置くことができる。

(役員等の選出)

第5条 本会の役員は、会員のなかから次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
- (2) 運営委員は、会長が指名する。

2 顧問は、総会において推挙する

(役員等の任期)

第6条 役員及び運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 定期総会は、毎年1回、原則として11月に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 3 役員会は必要に応じ会長が招集する。

(総会の議長)

第 8 条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(総会の議決)

第 9 条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。

(総会の付議事項)

第 10 条 別の定めのあるものを除き、次の事項は総会に付議し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 事業計画
- (4) 役員を選出
- (5) その他重要と認められる事項

(経費)

第 11 条 本会の経費は、事業参加費、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、当年 1 2 月 31 日に終わる。

(異動の連絡)

第 13 条 会員は、住所、氏名等に異動があった場合は、その都度、事務局に連絡するものとする。

(会則の変更)

第 14 条 本会則を変更するには、総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得ることを要するものとする。

(補則)

第 15 条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この会則は、平成 26 年 1 1 月 1 6 日から施行する。